

鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市市庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市庁舎整備に関する各事項について、広く有識者等の意見を聴取するため、鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し必要な事項について検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者又は構成員
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(解散)

第6条 委員会は、基本計画を策定したときに解散する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部総合政策課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。